

# 根本自治会自主防災組織規約

平成7年10月1日制 定  
平成12年7月15日一部改正

## (目 的)

第1条 本組織は、根本自治会規約第4条第1項第5号に定めるところにより、市川市旧根本町の区域内に居住する者の自治機関である根本自治会の会員が相互に助けあいの精神に基づき地震、風水害その他あらゆる災害に対して、自主的、かつ、組織的に防災活動を円滑に行い、災害の防止及び軽減を図り、根本自治会会員の安全確保を図ることを目的とする。

## (事 業)

第2条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 災害予防に関すること。
- 2 地震等に対する災害予防に関すること。
- 3 水防に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 地震等応急対策及び情報の収集伝達に関すること。
- 6 防災用資機材の備蓄に関すること。
- 7 その他、本組織の目的を達成するために必要な事項。

## (組織及び任務)

第3条 前条の事業達成のための班を置き、各班の活動は別紙のとおりとする。

- 1 情 報 班
- 2 消 火 班
- 3 救出・救護班
- 4 避難・誘導班
- 5 調 達 班

## (役 員)

第4条 各班の班長は、根本自治会の役員があたり、会長は本組織を代表し、地震等の発生時における応急活動の指令を行う。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に必要な事項は、根本自治会規約による。

附 則

本組織の規約を改正しようとするときは、根本自治会の総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

この規約は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成12年7月15日から実施する。

# 自主防災組織の役割と活動

(警戒宣言発令時及び地震発生時の活動)

## 1 情報班（情報の収集伝達）

情報班は、いち早く地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、自主防災組織の責任者へ連絡するとともに、住民に対する情報の提供、指示を迅速かつ正確に行う。

## 2 消火班（出火防止及び初期消火）

消火班は、各家庭に対し火の始末を呼びかけて注意を喚起し、出火した場合は、大声で隣近所の人達の参加を求め、バケツリレーや消火器を用いて初期消火にあたる。

## 3 救出・救護班（救出救護）

救出救護班は、隣近所の人達の応援を得て倒壊した家屋、崖崩れ等による負傷者の救出、応急処置をする。その状況により防災機関の出動を求め、また負傷者が出た場合はただちに医療機関または応急救護所などに搬送する。

## 4 避難・誘導班（避難誘導）

避難誘導班は、防災機関より避難命令及び指示があったとき、また火災の延焼拡大等により、地域住民の生命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、住民が混乱なく安全に避難できるように誘導する。

そのため、いろいろの場合を想定して安全な避難路を選定しておくことが望ましい。

## 5 調達班（食糧及び飲料水等の調達）

防災機関から配分された食糧、飲料水及び地域内の家庭から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等の物資調達活動を行う。